不出頭に対する告発について

地方自治法第100条第9項の規定により、次のとおり告発する。

令和5年3月17日

提 出 者 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等 調査特別委員長 松 延 隆 俊

1 告発人及び被告発人告発人 飯塚市議会議長 秀 村 長 利被告発人 飯塚市議会議員 坂 平 末 雄

2 告発の趣旨

飯塚市議会は、議決により新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関することについての調査のため、被告発人を関係人として3月8日に新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会に出頭を請求したところ、出頭日時について事前に当人の了承を得たり、調整を行わなかったこと、公開されている委員会における証人尋問手続について、インターネット中継の実施を決議したこと及び、委員が委員会の内容を自己のインターネットブログにおいて、詳細に掲載しているところ、委員会がこれを諌めることがないことを理由に出頭しなかった。

これに対しては、出頭日時について事前に当人の了承を得たり、調整を行わなかったことについては、出頭日時に被告発人は出頭請求場所に到着していた

こと、また他の証人についても同様の取り扱いであること、また、ネット中継については、飯塚市議会インターネット中継に関する要綱において定められている通常の手続であること、また飯塚市政治倫理条例第2条では、市長等及び議員の責務として、「市長等及び議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない。」と定めていること、また委員のブログについては、あくまで個人のブログであり委員会として判断すべき点ではないことが指摘される。

このことから、被告発人の不出頭は、正当な理由がないのに出頭しないことに該当するので、別紙証拠書類を添え地方自治法第100条第9項の規定により告発します。

提案理由

地方自治法第100条第1項の規定に基づく新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会への出頭の請求に対し、被告発人が正当な理由がなく同委員会に出頭しなかったと認めることから、同条第9項の規定により告発するため、本案を提出するものである。